

# Press Release

報道関係者 各位

平成31年4月16日  
名取市総務部総務課

## 職員の懲戒処分等について

本日付け、本市建設部職員（20代 男性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「停職2月間」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、同職員が課で組織する親睦会の会計担当という立場を利用し、親睦会費の一部316,144円を当該職員の飲食代等に充てるため、私的に流用していたことによるものです。

なお、上司の課長級職員1人も訓告処分としました。

### ※職員の懲戒処分にかかる市長コメント

このたびの不祥事につきましては、全体の奉仕者である公務員としてあってはならない行為であり、市民の皆様の信頼を裏切ってしまったことを、深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、厳正に対処するとともに今後、二度とこのようなことがないよう、職員に対し服務規律の徹底を図り、再発防止と市民の皆様の信頼回復に努めて参りたいと考えております。

#### 【問い合わせ】

名取市総務部総務課 藤原（内線320）

TEL：022-384-2111 FAX：022-384-9030